

認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）受講要件の補足の追加について

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、看護管理者のマネジメント能力の重要性が顕在化し、有事に備えた看護管理能力の強化が求められています。しかし、認定看護管理者の多くは病床規模の大きい医療機関に所属し、300床未満の医療機関や介護施設、訪問看護ステーションに所属する認定看護管理者は少ない現状があります。

この状況を踏まえ、2022年度より日本看護協会では、認定看護管理者が在籍していない300床未満の医療機関及び介護施設、訪問看護ステーション（以下、該当施設）に対し、認定看護管理者教育課程への受講促進事業を実施することとなりました。

つきましては、現行の認定看護管理者教育課程セカンドレベルの受講要件では、該当施設に所属する看護師の場合、要件の解釈が難しい可能性があるため、要件に補足を追加しましたので、お知らせいたします。可能な限り2022年度の受講者選考から適用くださいますようお願い申し上げます。

【 認定看護管理者教育課程 受講要件 】

下線部：追加箇所

教育課程	受講要件
ファーストレベル	<ul style="list-style-type: none">1.日本国の看護師免許を有する者。2.看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上ある者。3.管理業務に関心がある者。
セカンドレベル	<ul style="list-style-type: none">1.日本国の看護師免許を有する者。2.看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上ある者。3.認定看護管理者教育課程ファーストレベルを修了している者。 または看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当[※]の職位に1年以上就いている者。 <u>※副看護部長相当の職位とは、保健医療福祉に関連した組織において、看護管理を行う立場を指す。</u>
サードレベル	<ul style="list-style-type: none">1.日本国の看護師免許を有する者。2.看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上ある者。3.認定看護管理者教育課程セカンドレベルを修了している者。 または看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当の職位に1年以上就いている者

※ファーストレベル、サードレベルに関して変更はございません。